

令和 8 年 度

第 3 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 6 月 29 日（月）

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和 8 年度 第 3 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 29 日 (月) 午後 4 時 8 分
会 場 上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10 名)

1 番 長瀬	2 番 小出	5 番 水澤
6 番 中川	7 番 佐藤	14 番 田鹿
15 番 富永	18 番 武田	19 番 山田
21 番 中嶋		

(2) 農地利用最適化推進委員 (19 名)

(安塚区)	和栗	松苗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山	武田	
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	杉田	山賀	有間
(大潟区)	田中		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	石野	金井	
(三和区)	赤井	古市	

2 欠席委員

(1) 農業委員 13 番 高波 17 番 大島

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南波
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	上田
牧区駐在室	主 任	橋立
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	副主幹	新保
大潟区駐在室	班 長	小林
頸城区駐在室	副主幹	金子
吉川区駐在室	主 任	佐藤
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6 番 中川 7 番 佐藤

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 地域計画の変更案に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案なし

⑧吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後４時８分 それでは、これより令和８年度第３回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、田鹿部会長からごあいさつをお願いいたします。 (田鹿部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、田鹿部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員１０名、欠席委員２名であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数１９名全員出席です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 ６番 中川 委員、７番 佐藤 委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 上越市農業委員会憲章の唱和ですが、総会時実施のため省略いたします。
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第１号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞ 議案第１号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」農業振興地域の農用地区域への編入２件を上程します。事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第１号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「１農業振興地域の農用地区域への編入」２件をご説明いたします。

	議案書は、1 頁、番号 1 番および 2 番をご覧ください。 変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	＜議案第 2 号 地域計画の変更案に対する意見について＞ 議案第 2 号「地域計画の変更案に対する意見について」、上程します。 事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「地域計画の変更案に対する意見について」説明いたします。 議案書は、2 頁をご覧ください。 本件は、先の議案第 1 号に上程された農業振興地域の農用地区域への編入について、農業振興地域整備計画変更の縦覧公告の前に、当該農地を地域計画の区域面積へ編入する必要があるため、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。該当農地と面積は議案書のとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	<議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内の番号 2122 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、ご説明いたします。 議案書は、4 頁をご覧ください。 番号 2122 番は「地域計画内」の案件であります。議案の対象農地につきましては、5 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《浦川原区駐在室の議案》 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 2501 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いします。 1 頁、2501 番をご覧ください。所有権移転の許可 1 件です。当該農地は、譲渡人と譲受人の間で、これまで、無償で畑として貸していた農地で、譲渡人の労力不足及び譲受人の要望により、無償で贈与するものです。

	譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
藤村委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	（「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第１号 農地法第３条許可申請について＞ 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 2912 番の１件を上程します。事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第１号「農地法第３条許可申請について」説明いたします。 １頁、番号 2912 番をご覧ください。 譲渡人が財産処分のため、経営規模拡大を予定する譲受人へ所有権を移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
小山委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2952 番から 2963 番の 12 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。2 頁、2952 番から 4 頁、2963 番の 12 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、5 頁から 6 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	≪牧区駐在室の議案≫ 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。 <議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について>

議 長	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、地域計画内の番号 3320 番から番号 3322 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧区駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。 議案書の 1 頁、3320 番から番号 3322 番の 3 件をご覧ください。対象農地につきましては、2 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《柿崎区駐在室の議案》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 3701 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 3701 番をご覧ください。 柿崎区三ツ屋浜地内の農地を「建設杭強度等性能試験用地」として使用するものです。 2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

	譲受人は、東京都で建設杭の載荷試験や地盤調査、施工管理などを行っている企業で、各地に杭の性能試験場を保有しています。申請地の地盤が杭製品の性能試験場所として適していることから取得するものです。 申請地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種農地に該当し転用可能です。 工期は許可後、12月末日までです。 転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。
議 長	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定の地域計画内の番号3842番から3843番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	議案書は4頁3742番と3743番をご覧ください。「地域計画内」での利用権設定になります。 基盤法相対契約の期間満了に伴い農地中間管理事業により契約更新するものです。対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 2件とも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞ 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。 1 頁、番号 4602 番をご覧ください。 4602 番は、大潟区上小船津浜地内の農地で、申請人の一般住宅建築のため転用するものです。 本件の農地は、市街化区域内にあり、周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞ 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。

	2 頁、番号 4603 番から 4605 番までをご覧ください。 4603 番は、大潟区土底浜地内の農地を譲受人の店舗ならびに事務所建築のため転用するものです。 4604 番は、大潟区下小船津浜地内の農地を譲受人の一般住宅建築のため転用するものです。 4605 番は、大潟区渋柿浜地内の農地を譲受人の一般住宅建築のため転用するものです。 以上 3 件の農地は、すべて市街化区域内にあり周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	《吉川区駐在室の議案》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 6217 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	1 頁、6217 番をご覧ください。所有権移転の許可 1 件です。譲渡人の労力不足のため売却するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
石野委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	《三和区駐在室の議案》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞ 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」審議します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明します。 議案書は 1 頁、番号 1 番をご覧ください。 番号 1 番は、農機具格納庫を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
議 長	【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
議 長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。

柿崎区 駐在室長	田鹿部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【８．部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の中嶋委員からお願いいたします。 (中嶋職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【９．閉会】 以上をもちまして、令和８年度第３回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後４時３７分終了